



教委体第1072号
教委文第1194号
令和3年6月28日

各県立学校長 殿

体育保健課長
文化課長

新型コロナウイルス感染症に伴う部活動について（第五報）

標記のことについて、大分県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県における感染状況の評価が「ステージI」へ移行したことから、6月28日から7月末日までの間、基本的な感染症対策に加え、下記の事項について指導願います。

記

- 1 県内の学校との交流（合同練習や練習試合、合宿 等）は認める。
- 2 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域以外の県外の学校との交流（他県へ出向いての練習試合や合宿及び招聘しての練習試合や合宿 等）は認める。
但し、全国または九州学校体育団体・競技団体主催の大会への参加は認めるが、大会規程に基づき、許容される人数以外は厳しく制限すること。
- 3 合宿については、その必要性を慎重に検討した上で実施するとともに、基本的な感染症対策の徹底に加え、大部屋の人数制限、施設（部屋）の常時換気、食堂・浴場等共用場所の分散利用などの感染防止対策に係る計画を詳細に作成した上で、実施状況を必ず顧問が確認すること。
- 4 練習や練習試合での保護者等の参観は、感染症対策を講じた上で行うこと。
- 5 身体活動中は中央競技団体等が示しているガイドラインを遵守するとともに、身体活動中以外の場面では、「マスク」を着用し、「1mを目安とした身体的距離の確保」を徹底すること。
なお、マスクの着用については、令和3年6月10日付け教委体第932号によるものとする。
— 身体活動以外の場面（例） —
 - (1) 更衣中
 - (2) 休憩中
 - (3) 食事中
(食事は対面を避け、不必要な会話は行わないこと。また、それ以外は、マスクを着用すること。)
 - (4) 帰宅中
 - (5) 準備や片付けの場面
 - (6) 控えベンチ内や補助員として活動する場面
 - (7) ミーティング等や生徒が集合する場面
- 6 合宿以外の部活動前後での集団での飲食はしないこと。

※文化部についても同様の扱いとする。

《 本件問い合わせ先 》

○運動部活動について

体育保健課 担当：吉野

Tel 097-506-5639

○文化部活動について

文化課 担当：多嶋田

Tel 097-506-5493